

# 平成25年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第12回 議事録

日 時 平成25年7月3日(水) 18時30分 ~ 20時00分

場 所 橘処理センター3階会議室

## 1 会長あいさつ

---

## 2 議事

### (1) 検討協議会設置要領の確認

#### 【概要】

事務局から、橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会設置要領について、第7条として「傍聴」を追記し、傍聴者の発言に対する取り扱いが確認されました。

#### 【発言要約】

事務局： 【資料説明】

委員： 第6条をみると、「出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。」とあるので、必要なら傍聴者は会長に話をして、会長が必要と認めれば意見を発言できるということで、一般の傍聴といった範囲を拡大した立場になるのですね。

事務局： 通常、傍聴を認める場合、モラルの問題及び常識的な考え方の例えになりますが、傍聴者が議事妨害等の行動を取った時は、会長判断で傍聴者に退場を命じるといったような意味での「会長権限」と考えています。

会長： 細かい事例が書かれていないので、全て会長に任されてしまうように感じます。

委員： 第7条では、傍聴は会長が認めるということになっているが、検討協議会に出席している委員の意向を確認して、傍聴者の出席を決定しても良いことになる。従って、検討協議会の意向で出席している傍聴者の意見と考えられる。第6条の主語は検討協議会であり、「検討協議会は必要に応じて説明又は意見を聞くことができる」となるので、会長が全て決定するわけではないから、この提案で良いと思います。

会長： 第10回検討協議会の議事録にあるとおり、検討協議会は秘密会議ではなくオープンな会議なので傍聴は認められるという御意見がありましたが、傍聴者の発言は事務局で検討いただくことになっていました。事務局案では、基本的には傍聴は認めないことになるのですか。

事務局： この条文(第7条)は、市議会の傍聴規則から引用したものになります。

原則として傍聴は自由ですが、議事を妨害、又は人に迷惑を及ぼすような行為については認められません。先日お配りした「傍聴者の遵守事項」に記載の行為は認められません。

会 長： 条文としては、事務局案が一般的であるというのであって、傍聴は自由にできるという解釈であれば問題ないと思います。事務局案のとおりでよろしいでしょうか。御意見がなければ事務局案どおりとします。

全 員： 異議なし

---

## (2) 第10回検討協議会議事録及び第11回検討協議会議事録の確認

### 【概要】

事務局から、第10回検討協議会及び第11回検討協議会の「議事録」並びに「橘処理センター整備事業だより」について、内容の確認があり、それら各2点の計4点について了承されました。

---

## (3) 議題

### ア 基本計画（案）の構成について

#### 【概要】

事務局から、資料説明の前に、これまでの経緯として、環境配慮計画見解書の縦覧と、6月24日に行われた環境影響評価審議会の報告、及び今後の環境影響評価手続きについて説明を行いました。そして、環境影響評価審議会の審査書が8月上旬に提出されることを踏まえて、速やかに基本計画を策定するため、今回の検討協議会で基本計画（案）の各事項について進捗状況を以下の4項目に区分し、説明・協議及び確認を行いました。

#### 【基本計画（案）進捗状況の区分】

- |  |           |        |
|--|-----------|--------|
| ① 既に検討協議会で協議を終えた事項   | } 検討協議会資料 | } 別冊資料 |
| ② 検討協議会にて協議を要する事項  |           |        |
| ③ 既に協議を済ませているが確認を要する事項   |           |        |
| ④ 技術的内容が多く、川崎市側で主体的に検討を要する事項<br>又は、基本計画(案)には考え方を記載し、整備計画に向けて検討していく事項 |           |        |

#### 【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会 長： 御意見・御質問ございますか。

委 員： 協議会で話し合った排ガス等の自主基準値よりもさらに下げることについて、「検討します」ではなく技術的には実現可能だと思うので、実現させるためにどうするのか記載すべきだと思います。また、環境影響評価制度について、いつの段階で何を決定するのかが分からない。協議会で話し合った内容が実現可能か分からないと言われると、何が決定し

ていて、何が決定していないのか自分の中で曖昧になってしまう。まず、プロセスとして、計画がどういう形で決まっていくのか。それと、協議会で決定した事項が、計画にどう反映されるのかを教えて欲しい。

事務局：事務局としては、決定事項について協議会での御意見は重要と考えています。排ガスの自主基準値よりもさらに2割減について、基本計画は報告書になるので、記載したことは公約になります。そのため、現段階では方法論を検討していない状況であり、プラントメーカーに具体的な検討の確認が取れていません。この様な状況のため公約となる基本計画に「自主基準値から、さらに2割減」とは記載できませんが、2割減を実現できるよう前向きに検討いたしますので、基本計画には記載のとおり対応したいと考えています。

次に、いつ仕様を決定するのかという話ですが、基本計画では「方向性・考え方」について記載しています。その実現可能性については本年度末から来年度にかけて具体的にプラントメーカーにヒヤリングを取って個々に検証していきます。概ね、これから一年程度の検証を経て、次に整備計画を策定していきます。整備計画では検証事項の実現可能性を踏まえて、最終的に決定する方向で考えています。

会長：この協議会で協議した事項は、排ガス基準についても2割減を目標として欲しい。

事務局：現段階では不確定な状況で、これから一年をかけて「2割減」が実現できるよう検討していきます。基本計画の文章に関しては、「2割減」を目標とすると記載したいが、不確実な状況であるので「検討します」と記載しています。ただ、先ほどから申し上げているとおり、ここでの「検討する」という表現は実現可能とするため前向きに検討するといった気持ちを含んでいます。決して「できないけれど検討する」といった意味ではないことを御理解ください。

会長：その前に、基本計画をこの時期に提出する目的は何になりますか。また、基本計画というのは内部文書ですか。それとも外部に公表するものですか。そして、協議会で検討されていない事項についても事細かに記載されて、基本計画で提出されるのはどの様な意味があるのでしょうか。

事務局：基本計画をまとめるタイミングですが、環境影響評価制度は8月の中旬に審議会の答申が終了し審査書が提出され、最終的な審議会の意向が示されるので、この意向を踏まえて速やかに今回の計画の方向性を決めて、基本計画にまとめたいと考えています。もし、このタイミングが遅れると、次の段階の「方法書」に取り掛かれなくなります。「方法書」では計画が環境にどの様な影響を及ぼすか検証するためのものになります。従って、環境影響評価制度のステップを一つ一つ進めていくために、このタイミングで「基本計画」を取りまとめたいと考えています。

- 委員： どの段階で基本計画を決定して、その後に次の段階の環境影響評価制度で、どの様に評価するのかが分からない。
- 事務局： 基本計画は計画の決定であって、整備計画レベルの方法論の詳細までを決定するものではありません。
- 委員： 「審議会から答申が提出される」といわれると、我々としては計画がある程度決定されると認識してしまうが、「いつ」「何を」「どのようにして」進めていくのかまとめて欲しい。
- 委員： 以前、提出されています。
- 委員： もらっていますよ。
- 会長： 協議会では一つ一つ協議していくわけですが、協議が済んでいない多くの事項を基本計画としてまとめられると、協議会で既に決定されたと誤解される恐れがあります。
- 委員： 「検討します」と、書かれているのだから決定ではないでしょう。「検討します」という表現で良いのではないのでしょうか。協議会で全てのことを協議していくのであれば、いくら時間があっても足りないと思う。プロセスは行政に任せて、協議会は行政から説明を受けて、説明が理解できればいいと思う。基本計画(案)にも「検討します」とあるから決定したわけではないし、今後、必要な時に検討していくのでしょうか。
- 事務局： お話しいただいたとおり、④別冊資料に準備した事項は技術的検討を要する事項や、基本計画では考え方をまとめる程度で、整備計画に向けて検討・決定していく事項になります。④別冊資料にまとめた事項の全てを本日の協議会で説明することはできませんが、これまで協議会で協議した事項と、④別冊資料に記載された事項を合わせると、基本計画に記載される事項の全てを御紹介できたことになります。④別冊資料に関してはボリュームも多いので、本日の協議会では御紹介のみと考えております。基本計画に記載する件については、協議会に資料で御紹介しておりますので、こちらは行政に任せたいと考えています。
- 委員： 協議会で決定した事項が、基本計画では「検討する」と表現されると、協議会と事務局の間では合意できていても、一般の市民が見たら本当の意味が理解できないと思います。
- 会長： 基本計画を見た一般の市民は、全ての事項が協議会で協議され決定したと思うし、協議していない事項も全て協議済みと思われませんか。
- 事務局： 今回、④別冊資料を準備しましたが、協議会で全ての事項を協議するのでは時間が足りなくなるので、資料を御覧になっていただいたうえで、対応は行政に任せたいかつもりでいました。全ての事項を協議するというのであれば、④別冊資料の全ての事項について1項ずつ時間をかけて協議することは可能と思います。これまでの協議会の流れもあり、④別冊資料の事項の検討は行政に任せたいだけだと思います、別冊にまと

め御覧になっていただきました。

委員： 私は事務局の考え方で良いと思います。全ての事項を検討するのでは時間がいくらあっても足りない。基本的な施設の配置、煙突の高さ、排出物の基準のような事項について検討すれば良いと思います。

会長： まだ協議が済んでいないものを基本計画にまとめられるのは行き過ぎだと思います。

委員： 協議会で全ての事項について協議するのはあり得ないので、その辺は行政に任せるとして、何かあれば全ての事項において協議会が係っていくのは合意事項と考えています。会長がいわれていることを考慮すると、「協議していない」ことを削って記載されると、基本計画では全て検討してきたと思われるので、その辺の内容を配慮して文書を作成できないですか。

会長： 協議を行っていない事項について、基本計画の内容が勝手に解釈されていくのが怖い。協議会として責任が持てません。

委員： 協議していない事項には「検討する」と記載すれば良いのではないですか。事務局の方はどう考えていますか。

事務局： 基本計画(案)には、その様に記載されています。

会長： 基本計画の記載内容があたかも協議会で協議され決定事項として独り歩きする。その様に誤解される恐れがあります。

事務局： 今回の資料の構成は、今まで協議してきた事項と、基本計画をまとめるにあたって決定したい事項、基本計画の中で技術的検討をして決定していく事項、及び、今後、検討・協議し決定していく事項を区分けして明確にするために作成しています。④別冊資料について、協議会で協議が必要な事項があれば、協議会の議題として協議・検討していきたいと考えています。また、基本計画の構成として、④別冊資料の全事項については、「今後、検討していく」といった内容を追記するように考えています。

委員： 最初の事務局説明にあったとおり、説明事項16の④別冊資料の事項については、「技術的内容が多く、川崎市側で主体的に検討を要する事項」又は、「基本計画(案)には考え方を示し、整備計画に向けて検討していく事項」とあることから、決定した事項ではなく、考え方を示しているものになります。また、先ほど事務局からありましたが、委員の方から協議が必要な事項を提議されれば、協議会で協議するとのことなので特に問題ないと考えます。

会長： ④別冊資料の中に検討済みの事項があるのではないですか。

事務局： ④別冊資料に検討済みの事項はありません。

委員： 基本計画と整備計画のそれぞれの段階で何を決定していくのですか。

委員： 基本計画は大枠を決める段階、整備計画は前提条件の決定になります。

会 長 : 曖昧な点があったので確認に時間を要する必要がありました。協議して  
いないことを協議したことにされると検討協議会の責任に付するところ  
でもありましたので確認しました。  
それでは次の議題に移ります。

---

イ 配置・動線案の絞り込みについて

【概要】

事務局から、環境配慮計画書で示した複数案A案及びB案について、評価項目の設  
定と評価の説明があり、協議の結果、配置・動線案はA案を計画することに決定しま  
した。

【発言要約】

事務局 : 【資料説明】

会 長 : それでは、ただいまの説明に対して質問はありませんか。以前に大まか  
な説明がありましたが、今回は技術面にも踏み込んだ提案になります。  
内容については皆さんも御理解いただいていると思います。

委 員 : 地元町会としては、これまでどおりの車の流れが良い。特に市民プラザ  
前交差点の出入が逆になることで混乱を招く可能性があるもので、従来ど  
おりの動線であるA案の方が良いと思います。

事務局 : 今回の環境配慮計画書をとおして一般市民の御意見を募りましたが、こ  
の中ではA案・B案についての御意見はありませんでした。  
今後、B案の方が良いという意見が多数寄せられれば、再度、検討協議  
会で協議する必要があると思いますが、今回、事務局としてもA案の方  
が優れていると検討していて、検討協議会の御意見を踏まえると、A案  
に絞り込んで検討を進めていきたいと思っています。

委 員 : 我々としては橋処理センターがある町会としてA案が良い。

委 員 : (相づち)

委 員 : B案の場合、市民プラザ前交差点から車が退場するので交差点内の混乱  
が予想されるし、市民プラザの退場車両とも干渉するのでさらに混乱を  
招く。それに、現状、橋処理センターで何か苦情が寄せられていますか。

委 員 : 特に問題はありません。

会 長 : それでは、他に御意見がなければA案に絞り込んで検討することとしま  
す。

ウ 煙突高さについて

【概要】

事務局から、環境配慮計画書で示した複数案①案及び②案について、評価項目の設定と評価の説明があり、協議の結果、煙突高さの設定は①案を計画することに決定しました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： それでは、ただいまの説明に対して質問はありませんか。

委員： 既存の煙突高さは100mですか。

事務局： はい、100mです。

委員： 新しい王禅寺処理センターの煙突高さは何mになりますか。

事務局： はい、煙突高さ100m、幅は10mになります。

委員： 新しい王禅寺処理センターの煙突の景観は良いですね。

事務局： ありがとうございます。

委員： 王禅寺処理センターの煙突は、3炉分の煙突を独立して設置し、それを外側の筒でまとめて、外観上1本の煙突としています。そうすることによって煙突ではなく建物としての扱いになります。形状や色彩もいくつか検討できるようになります。

事務局： 王禅寺処理センターの煙突は三角形の角を落とした変形六角形になります。

会長： 好評いただいている王禅寺処理センターの色彩は住民の投票で決定しています。

煙突高さについては以前から2回ほど協議しており、環境配慮計画見解書でも話し合ってきましたが、何か御意見・御質問はございますか。特に御意見がなければ煙突高さは①案の100mに絞り込んで検討することとします。

他に御意見・御質問がなければ、本日の協議会は終了いたします。